

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」
第6条に基づく基本方針の策定についての提言

平成19年4月4日

文化遺産国際協力コンソーシアム

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」 第6条に基づく基本方針の策定についての提言

まえがき

文化は国の香りであり、国民の誇りである。文化遺産は人間が織り成した歴史の贈りものであり、いまなおあらゆる人間の豊かな創意の源である。文化遺産を保全し、それを未来に手渡すことは、我々人類の責務である。

海外の文化遺産を保護する国際的な協働に積極的に参加し、それを促進することは、国際社会に対する我が国の平和貢献の歩みに消えることのない光彩を添えることとなる。

本基本方針は、文化遺産保護の国際協力を推進する我が国の強い意志の表明であるとともに、世界の情勢変化にも即応して、柔軟に再編できるものでなければならない。

また、基本方針の作成に当たっては、以下の点に留意され、作成いただきたい。

第1 文化遺産国際協力の基本的方向

1. 文化遺産国際協力の推進の必要性

文化遺産は人類共通の財産であり、国・地域を越えて、国際的な協力と協働という多角的な視野に立って、これを保護していくことが必要である。特に、我が国は豊かな歴史・文化を有する国として、これまで長年に渡って、史跡、名勝、建造物、絵画、彫刻、工芸作品などの有形の文化遺産及び伝統芸能、工芸技術、風俗・慣習、民俗芸能など無形の文化遺産の保護の知識、技術、経験を蓄積してきた。これらを活用して、海外の文化遺産であって、損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのあるものを保護するための協力を推進し、もって世界各地の文化遺産の保護に貢献していく必要がある。

2. 文化遺産国際協力の推進に当たっての基本理念

(1) 世界各地の文化の発展への積極的貢献

文化遺産国際協力は、我が国がこれまで培ってきた特有の技術や経験、深い識見を活かして文化遺産保護の国際的課題に取り組むことにより、我が国の貢献が、国際社会において高い評価を得られるものでなければならない。世界各地の文化遺産の保護に積極的な役割を果たし、貢献することは、それによって国際社会の相互理解の増進が図られ

るだけでなく、異なる文化を理解し、有形・無形の枠組みさえ越えて、文化の多様性を尊重する広やかな心の涵養にも役立つ。文化遺産国際協力は、そのような多面的なものとして行う必要がある。

(2)外国の政府及び関係機関の自主性の尊重

文化遺産国際協力の推進に関する施策は、文化の多様性が損なわれることがないように、各地域での文化の特性に配慮しながら、文化遺産が存在する外国の政府及び関係機関の自主的な努力を支援することを旨として行われなければならない。

3. 文化遺産国際協力の類型

文化遺産国際協力は、有形又は無形の文化遺産を対象として、多様な手法で実施される。その実施に当たっては、海外における文化遺産保護制度の整備状況や実施環境に留意しながら、我が国においては、次のような面での協力を推進していく必要がある。その際、緊急性や専門性などを考慮して、協力方策を策定する必要がある。

- ① 文化遺産の保存修復
- ② 文化遺産の保護制度の構築
- ③ 保護すべき文化遺産の確認調査・記録作成
- ④ 文化遺産の保存管理計画の策定・運営
- ⑤ 文化遺産保護に携わる人材の育成
- ⑥ 文化遺産保護の意識啓発・普及活動
- ⑦ 観光開発と調和のとれた文化遺産保護活動

4. 文化遺産国際協力の推進における国等の役割

(1)国の役割

国は、上述2.の基本理念にのっとり、海外の要請等に基づいて、文化遺産国際協力の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施する関係機関に対しては十分な便宜を図り、または、自らが着実に実施していく必要がある。

(2)教育研究機関の役割

- ① 文化遺産国際協력에係る大学その他の教育研究機関(以下「教育研究機関」という。)は、文化遺産国際協力に必要な人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努める必要がある。

- ② 教育研究機関は、文化遺産国際協力に携わる研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備充実に努める必要がある。
- ③ 国立文化財機構文化遺産国際協力センターは、文化遺産の保存・修復および調査・研究の分野において、国際協力を推進する極めて重要な専門機関であり、その卓越した機能を活かし、世界各地で積極的な協力活動を実施してきている。文化遺産国際協力センターは、各教育研究機関と協力しつつ、その豊かな経験と知見と実績を活用して、我が国の国際貢献をさらに押し進める上で重要な役割を果たすだけでなく、文化遺産国際協力コンソーシアムと連携して新しい国際協力の形成に独自の寄与をすることが期待される。さらに、国際協力に関係する海外諸機関との連携ネットワークの中心として国際的な協働事業を実施するとともに、アジア諸国が文化遺産の保護の国際協力に活発な動きを始めた中で、文化遺産国際協力センターはアジアにおける国際協力の拠点になる組織としてその役割を明確に位置づけ、調整機能を発揮できるように体制を整備強化する必要がある。
- ④ 国は、文化遺産国際協力の推進に関する施策であって、教育研究機関に係るものについては、策定し及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他教育研究機関における研究の特性に配慮する必要がある。

(3)文化遺産国際協力コンソーシアムの役割

- ① 文化遺産国際協力コンソーシアムは、我が国の文化遺産国際協力活動の担い手である国(関係省庁)、教育研究機関、独立行政法人、民間団体や民間企業など関係機関の連携・協力体制の構築を図り、そのネットワークを活用した情報の収集・提供、実施事業の現状分析等を行うことにより、文化遺産の国際協力活動を活性化していく必要がある。
- ② 国は、文化遺産国際協力コンソーシアムの役割を尊重しつつ、安定的な運営体制を支援していく必要がある。そのために、コンソーシアムを構成する教育研究機関等及びそこに所属する研究者等は、各機関および各研究者の専門分野を通じた文化遺産の国際協力活動への協力・参加に加え、コンソーシアムの更なる発展のためにも協力を行うことが求められる。

5.文化遺産国際協力に関する財政措置等

国は、厳しい財政事情の下であるが、文化遺産国際協力活動の重要性に鑑み、必要

な財政上の措置等を講ずるよう努めていく必要がある。

6. 経済協力との連携

限られた条件で効果的な国際協力を行っていくために、政府開発援助(ODA)との連携強化も図られるべきである。そのため、経済協力関係諸機関に対しては、援助対象国の文化遺産に関する情報が適切に提供される必要がある。同時に、経済協力の中で直接・間接を問わず文化遺産に関わるものについては、開発援助の側面のみならず、文化遺産保護の側面にも配慮がなされる形で実施されるよう、関係諸機関間の連携体制を構築する必要がある。

7. 重点対象地域

アジアは比類のない多様でかつ長大な歴史文化圏を形成している。シルクロードを幹線としてアジア各地域に張り巡らされたロードネットによって我が国と関係を有する国もあれば、また海上の道によって関係を有した国もある。それぞれの地域で形成された文化は、宗教・歴史・民俗において我が国と深い繋がりがある。

こうしたアジア地域の国々の文化遺産の保護に協力することは、アジア諸国間の信頼と理解、友好と連携の関係をさらに強化する上で極めて重要である。

我が国の文化遺産国際協力の活動は、これまでも世界各地で実施されてきているが、多くはアジア太平洋地域に集中している。このことは、我が国との地理的、歴史的、文化的関連の密度からして妥当であり、未来を見据えれば、人類文化の揺り籠であり続けるアジアへの期待は大きい。

今後とも、我が国の文化的・宗教的な源につながる地域の文化遺産は、我が国の歴史文化を理解する上でも重要であり、我が国の文化遺産との関連性に配慮しながら、アジア地域を中心に、保護のための協力を積極的に行う必要がある。

その際、アジア地域等の専門家とのネットワーク形成など、長期的な協力関係が構築できるよう、配慮すべきである。

第2 文化遺産国際協力の推進に関する基本的施策

1. 連携の強化(情報交換と協働関係の構築)

(1) 国内における関係機関の連携について

文化遺産国際協力の活動を効果的に実施していくためには、案件の規模、性格などに

即して、各関係機関の持つ役割や機能を生かしつつ、密接な連携を前提として行う必要がある。

国は、国(文化庁、外務省その他関係省庁)、並びに文化遺産国際協力に係る独立行政法人等(国際交流基金、国際協力機構及び国際協力銀行等)、教育研究機関(独立行政法人国立文化財機構、公私立の文化財に関する研究機関、国公私立大学及び民間団体等)が相互に連携を図りながら協力することにより、文化遺産国際協力の効果的な推進を図るため、これらの間の連携の強化に必要な施策を講ずるべきである。その際、各機関の連携に当たっては、文化遺産国際協力コンソーシアムを最大限活用するべきである。

また、文化遺産国際協力に関する施策の推進に当たっては、必要な措置が適切に講じられるよう、文化庁、外務省その他の関係行政機関相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

(2) 研究分野間の連携

人類共通の遺産としての文化的、自然のおよびそれらの複合遺産を保存・修復するには、技術的、科学的な専門分野だけでは対応することはできない。歴史学、芸術学、考古学、人類学など多岐にわたる専門分野との領域横断的な協働があって初めて効果的な活動が可能となる。

文化遺産国際協力を推進するためには、さらに広汎な専門分野の参加と協力が不可欠である。事業の規模、性格に応じて、さまざまな専門分野が交差し、統合的に活用されることが肝要である。また先端技術から伝統技術の適用に至るまで、科学と歴史と思想の輻輳を各専門分野が視野にとどめて多角的な連携協力を行う必要がある。

我が国が、文化遺産をめぐる国際的な多様な要望に適切に答えて行くには、新しい学問分野として、フィールドに根を下ろした、より総合的な文化遺産学の創出も待たれる。

(3) 海外との連携体制

国、独立行政法人及び教育研究機関は、外国の政府又は政府関係の教育研究機関、又はユネスコやICCROM、ICOMOS、ICOM等の国際機関との情報の交換その他文化遺産国際協力の円滑な推進を図るために、政府又は機関間の協力のためのネットワークの構築を図り、現地での情報連絡体制を強化するとともに、我が国国内における国際会議の開催への積極的支援などに取り組む必要がある。

関係機関は、海外と行っている連携協力体制を、国内の他の機関と共有して、効果的に活用できるよう、文化遺産国際協力コンソーシアムを通じて、十分に横の連携を図ること

が求められる。

なお、すでに我が国が加盟している、文化遺産の保護のための多国間条約の効果的な運用を図るため、国際機関や関係各国との十分な連携をはかる必要がある。その際、協力及び交流の拠点となるべき組織等が国内外に存在することが強く望まれる。

2. 人材の確保、育成等

(1) 我が国の文化財保存修復技術の専門家の確保

国は、各教育研究機関等における文化遺産保護の専門家の育成、確保および資質の向上に必要な施策を講ずる必要がある。

このため、教育研究機関相互が単位の互換や教育内容、教材開発などで連携して、大学院レベルの教育を充実させる必要がある。これを通じて、文化遺産保護を目的とした国際協力に関する総合的な研究領域を構築しなければならない。また、実際の国際協力の現場を経験させるインターン制度を整えるなど実践的な人材育成を実施できる実施育成機関等の国内拠点を整備強化し、そこを拠点にして海外で活躍できる保存修復専門家などの人材を適切に確保する体制の充実を積極的に進めるべきである。

さらに、教育研究機関は、研究者が国際協力事業への参加と国内業務を円滑に両立できるよう、流動的なシステムを構築するなどに努力することが求められる。

(2) 海外の文化遺産保存修復の専門家の育成

近年、各国において、他国の専門家に当該国の文化遺産の保存修復を委ねるだけでなく、自国の専門家自身による保存修復活動を希求することが高まっている。そのため、海外の保存修復機関が自主的に文化遺産保護を図っていくためには、若手専門家の育成支援が極めて重要である。

このため、我が国の文化遺産保護に係わる教育研究機関及び国際協力実施機関が有する、優れた知識、経験及び技術を活用して、外国人専門家の受入研修及び現地研修の拡充を行う必要がある。

海外の専門家の育成においては、各国のニーズに的確に対応する必要がある。そのため、各教育研究機関においては、研修内容について各国の専門家の要請や社会的状況に対応するものとするとともに、研修に必要不可欠な研修教材の開発を行う必要がある。その際、各教育機関においては、国費留学生制度の活用を考慮するとともに、実地研修の成果が適切に評価され学位取得につながるよう、海外の専門家が学位を取得しやすい環境を作り、我が国の文化遺産保護に対する積極的な姿勢が正しく他国に伝えられる発信型の充実したものにしていく必要がある。

さらに、経済協力の一環として技術協力で行われる研修も、各国の専門家育成におい

ては重要であり、より広い見地から文化遺産国際協力も視野に入れ、総合的に推進されることが望まれる。

我が国の教育研究機関等において、育成した専門家等について、育成後も連絡体制を維持し、適宜、情報交換を行うことは、育成カリキュラム等の改善につながるとともに、当該国と我が国との間の友好関係にも資するものである。

このような国内や海外の人材の育成にあたっては、それぞれの事業の特徴を活かしつつ、総合的な見地から国際協力を推進するため、文化遺産国際協力コンソーシアムの調整機能を活用すべきである。

3. 情報の収集、整理及び活用

国は、必要な文化遺産国際協力が適切かつ有効に実施されるよう、文化遺産国際協力に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な施策を講ずる必要がある。

このため、文化遺産国際協力コンソーシアムを通じて、我が国の文化遺産国際協力の情報の集約を図り、それらを文化遺産国際協力支援機関や実施機関に提供し、情報の交換を促進することにより、国際協力の効果的な実施を図る必要がある。

また、その際、文化遺産国際協力における適材適所の専門家の参画を推進するため、文化財保存修復の専門家や海外の地域の専門の人材情報をも集約し、対応可能な人材ネットワークの構築も検討すべきである。

4. 国民の理解及び関心の増進のための施策

国は、文化遺産国際協力並びに文化遺産国際協力において研究者及び技術者が果たす役割の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、文化遺産国際協力に関する広報活動の充実及び教育の振興その他の必要な施策を講ずる必要がある。また、教育研究機関は、それぞれの活動の成果を積極的に広報し、国民の理解に資するよう努めるべきである。

このため、文化遺産国際協力コンソーシアムは、国及び教育研究機関と協力して、文化遺産の専門家だけでなく、幅広い人々を対象にしたシンポジウム等の開催や情報提供などを通じて、積極的に国民の理解と関心の増進を図っていくべきである。

5. 教育研究機関及び民間団体に対する支援

国は、情報の提供その他の必要な施策を講じ、教育研究機関及び民間団体が文化

遺産国際協力に関して行う活動を支援していく必要がある。

このため、二国間又は多国間の文化交流を推進するための、例えば、文化庁による文化遺産国際協力貢献事業、並びに外務省による文化無償資金協力やユネスコ日本信託基金、国際交流基金の事業を通じた支援の拡充を図る必要がある。また、民間団体においても、文化遺産国際協力の活動支援の充実が望まれる。

なお、経済協力として実施されている、例えば、国際協力機構や国際協力銀行の事業においても、調和のとれた新しい展望を有する観光開発・整備を通じた国際協力の中に文化遺産保存修復の寄与を位置づけていくことは、他国との長期的かつ複合的な協力関係を構築する上で重要である。

このため、これらの活動を支援するに当たっては、文化遺産国際協力コンソーシアムを活用し、十分な連携体制を構築し、協力の実効が相乗的に発揮できるよう、事業の共同実施や有機的連携が図られるべきであり、文化遺産国際協力コンソーシアムにおいては、多角的な情報提供や機関間のネットワーク形成を行うなど積極的な役割を果たす必要がある。